



長野県報

6月8日(月)
平成27年
(2015年)
第2680号

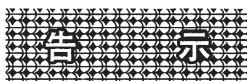
目 次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障がい者支援課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	3
保安林の指定施業要件の変更予定（3件）（森林づくり推進課）	3

公 告

争議行為を行う旨の通知の公表（労働雇用課）	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課）	4
随意契約の相手方の決定（教学指導課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課）	5



長野県告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
ファーマみらい上牧薬局	伊那市上牧6336-5番地	平成27年4月1日
わかば薬局こさと	上田市古里1927-1	平成27年4月1日
カタクリ薬局	茅野市宮川4438-1	平成27年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定更新年月日
松村薬局	飯田市山本1649-3	平成27年4月1日
はなのき林薬局	大町市大町3502-10	平成27年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
ツルハドラッグ佐久岩村田店 佐久市岩村田2103	調剤薬局ツルハドラッグ佐久岩村田店 佐久市岩村田2103	平成27年2月1日

障がい者支援課

長野県告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
飯山赤十字病院（腎臓）	飯山市大字飯山226番地1	平成27年4月1日
有限会社戸田薬局	諏訪市大字四賀3049番地7	平成26年12月31日

障がい者支援課

長野県告示第287号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部守一

(登録特定行為事業者 指定訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社AWあんじゅり	ちとせみどりAW	松本市庄内3-4-41	平成27年6月1日
(登録特定行為事業者 指定認知症対応型通所介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
特定非営利活動法人リラの里	宅老所ひなたぼこ	伊那市荒井3819-11	平成27年6月1日

介護支援課

長野県告示第288号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市大字上ヶ屋字麓屋2471の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第289号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合1107の10

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第290号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市豊科光3347(次の図に示す部分に限る。)、1214から1225、2194の1から2194の4まで、2195の1、豊科田沢7294の1(次の図に示す部分に限る。)、7294の396

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

豊科光2194の1・2194の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第291号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那南箕輪村字大芝原2358の46、2358の49、2358の50、2358の55

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第292号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那南箕輪村字大芝原2358の46、2358の49、2358の50、2358の55

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

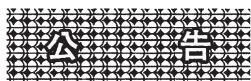
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**公告**

諏訪赤十字病院労働組合から夏季一時金等の要求について、平成27年6月11日午前0時以降、諏訪赤十字病院において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公

衆の縦覧に供します。

平成27年6月8日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画地域地区 用途地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び千曲市役所

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年6月8日

長野県教育委員会教育長 伊藤 学司

1 落札に係る物品等の名称及び数量

長野県蘇南高等学校学校運営支援システム一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県教育委員会事務局高校教育課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成27年5月18日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 NTTファイナンス株式会社 長野支店

(2) 所在地 長野市中御所1-16-18

5 落札金額

月額 458,244円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成27年4月6日

高校教育課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成27年6月8日

長野県教育委員会教育長 伊藤 学司

1 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

県立学校情報通信ネットワークシステム機器一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県教育委員会事務局教学指導課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年5月18日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部長野法人営業部門

(2) 所在地 長野市新田町1137-5

5 随意契約に係る契約金額

206,977,680円（1月当たりの賃借額 3,449,628円×60ヶ月）

6 契約の相手方を決定した手続